個別規程 IIJ フレックスレジリエンスサービス

令和 6 年 10 月 1 日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(契約の単位)

IIJ フレックスレジリエンスサービスには、「親たる契約」及び「子たる契約」があります。

2 当社は、一の子たる契約毎に一の親たる契約及び契約者が指定する一のグレード毎に一の子たる契約の IIJ フレックスレジリエンスサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下併せて 「IIJ フレックスレジリエンスサービス契約」といいます。)を締結します。

第2条(グレード)

子たる契約には、次のグレード(以下この個別規程において「グレード」といいます。)があります。

グレード	内容
Basic	以下の機能を提供するもの
	・デバイスの管理と可視化
	・デバイスの遠隔操作
Standard/同時	Basic の提供機能に加えてアプリケーションの自動復活機能を提供するも
	のであって、第 4 条に定める IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービ
	スと同時に利用するもの
Standard/単独	Basic の提供機能に加えてアプリケーションの自動復活機能を提供するも
	のであって、第 4 条に定める IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービ
	スと同時に利用しないもの

第3条(最低利用期間)

親たる契約の IIJ フレックスレジリエンスサービス契約に最低利用期間はありません。子たる契約の IIJ フレックスレジリエンスサービス契約における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第4条(利用資格)

グレードを Standard/同時とする IIJ フレックスレジリエンスサービスを利用するには、当社が提供する IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 又は IIJ セキュアエンドポイントサービス(品目をアンチウイルス:Symantec 又はアンチウイルス:Cylance とするものに限ります。)の契約者である必要

があります。また、IIJ フレックスモビリティサービス/ZTNA 及び当該 IIJ セキュアエンドポイントサービスを併せて「IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービス」といいます。

第5条(利用条件)

契約者は、Absolute Software が定める提供条件に従うものとします。

2 契約者は、契約時に IIJ フレックスレジリエンスサービスで使用するライセンスの数(以下「契約ライセンス数」といいます。)を指定するものとし、契約ライセンス数の範囲で使用するものとします。

- 3 契約者は IIJ フレックスレジリエンスサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。
 - (1) インターネットへの接続環境の用意
 - (2) IIJ フレックスレジリエンスサービスの対象とするデバイスの用意
 - (3) IIJ フレックスレジリエンスサービスの運用ポリシーの設定
 - (4) 前3号の他当社が個別に指定するもの
- 4 前 3 項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には IIJ フレックスレジリエンスサービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第6条(対象OS)

IIJ フレックスレジリエンスサービスにおいて契約者が利用することができる OS は、当社が別途指定する OS であり、かつ、当該 OS のバージョンが当社の指定するバージョンに適合している必要があります。

第7条(対象デバイス及びアプリケーション)

IIJ フレックスレジリエンスサービスにおいて契約者が利用することができるデバイス及びアプリケーションは、当社が別途指定するデバイス及びアプリケーションであり、かつ、当該アプリケーションのバージョンが当社の指定するバージョンに適合している必要があります。

第8条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ フレックスレジリエンスサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

(1) グレード(「Standard/同時」と「Standard/単独」間での変更に限ります。)

- (2) 契約ライセンス数(25 ライセンス単位で変更する必要があります。また、暦月単位での み変更を行うことができます。)
- (3) 前2号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第9条(サービスの廃止)

当社は、Absolute Software が IIJ フレックスレジリエンスサービスに対応するサービスの提供を終了した場合、IIJ フレックスレジリエンスサービスを廃止します。

第 10 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ フレックスレジリエンスサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 11 条(料金)

契約者が、IIJ フレックスレジリエンスサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙2のとおりとします。この場合において、月額費用の支払義務は課金開始日に、初期費用の支払義務はIIJ フレックスレジリエンスサービスの申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 12 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ フレックスレジリエンスサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般 規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第13条(機能の制限)

インターネット接続に係る当社の他のサービスの利用の形態により、IIJ フレックスレジリエンスサービスに係る機能が制限されることがあります。

2 契約者が利用しているインターネット網との通信制限によっては、IIJ フレックスレジリエンスサービスの提供ができない又は制限される場合があります。

第14条(保証の限定)

IIJ フレックスレジリエンスサービスの機能は、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性について何ら保証するものではなく、責任を負うものではありません。

第 15 条(ライセンス数)

契約者が契約ライセンス数を超えて IIJ フレックスレジリエンスサービスを使用していることを当社が認知した場合、当社はその旨を契約者に通知します。

2 契約者は、前項の通知を受けた場合、当該通知を受けた日から 30 日以内(以下「変更期日」といいます。)に IIJ フレックスレジリエンスサービスの使用数を契約ライセンス数内の数となるよう変更するものとします。変更期日までに IIJ フレックスレジリエンスサービスの使用数が変更されない場合、当社は、当社の裁量において追加料金を請求する又は当該 IIJ フレックスレジリエンスサービス契約を解除することができるものとします。

第 16 条(IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービスの解除)

契約者は、IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービスを解除した場合、遅滞なく当社にその旨を通知するものとします。

- 2 当社が前項の通知を受けた場合又は当社が IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービスの解除を認知した場合、当社はグレードを Standard/単独とする IIJ フレックスレジリエンスサービスの契約条件(料金を含みます。)を契約者に提示します。契約者は、当該提示から1ヶ月を経過する日(以下「回答期日」といいます。)までに当社に対し、グレードを Standard/単独とする IIJ フレックスレジリエンスサービスに切り替えるか又は契約中のグレードを Standard/同時とする IIJ フレックスレジリエンスサービスを解除するかを選択して当社に通知(以下「回答通知」といいます。)するものとします。
- 3 回答期日までに当社が回答通知を受領した場合、当社は、その内容に応じ次の通り対応するものとします。
 - (1) グレードを Standard/単独とする IIJ フレックスレジリエンスサービスに切り替える場合: 回答期日の属する月の翌月 1 日よりグレードを Standard/単独とする IIJ フレックスレジリエンスサービスに変更する
 - (2) 契約中のグレードを Standard/同時とする IIJ フレックスレジリエンスサービスを解除する場合: 回答期限の属する月の末日をもって契約中のグレードを Standard/同時とする IIJ フレックスレジリエンスサービスは終了する
- 4 回答時期日まで当社が回答通知を受領しなかった場合、IIJ フレックスレジリエンスサービス指定サービスの対象となるグレードを Standard/同時とする IIJ フレックスレジリエンスサービスは、回答期日の属する月の末日をもって終了するものとします。

附則

令和6年9月1日施行

この契約約款は、令和6年9月1日から実施します。

令和6年10月1日変更

この契約約款は、令和6年10月1日から実施します。

別紙 1 IIJ フレックスレジリエンスサービスにおける料金等 [第 11 条関係]

1 初期費用

- (1) 親たる契約
 - 0 円
- (2) 子たる契約 0円

2 月額費用

- (1) 親たる契約 0円
- (2) 子たる契約

グレード	料金
Basic	当社が別途契約者に示す金額
Standard/同時	当社が別途契約者に示す金額
Standard/単独	当社が別途契約者に示す金額

備考:月額費用の算定においては、日割り計算は適用されません。

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 12 条関係]

第3条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙1の2.月額費用(2)に定める金額